

たて型ウォルトマンメータの取扱いについて

(制定 昭和 44 年 4 月 21 日課長決)

(最近改正 平成 31 年 3 月 27 日)

- 1 たて型ウォルトマンメータ（以下「メータ」という。）の「型式名称」を「たて型ウォルトマンメータ」と称し、型式記号は次のとおりとする。

口径	型式記号	
40mm	(1) 普通型	「T」
	(2) 電子式	「JCT」
	工業用水道メータ	「CT」
50mm 75mm 100mm	(1) 普通型	「NT」
	(2) 電子式	「CENT」
	工業用水道メータ	「CNT」

- 2 口径 50mm 以上のメータの取付けには、メータ用仕切弁及び接続管を使用し、その取付方法は上流側より下流側に向ってメータ用仕切弁、接続管、メータ本体の順とする。
- 3 メータ用仕切弁は、メータ取付けのみに使用する。
- 4 口径 50mm 以上のメータは、メータ本体と接続管をメータ部とし、メータ用仕切弁は工事用材料として取り扱う。ただし、口径 50mm についてはメータ本体のみをメータ部とし、接続管はメータ用仕切弁と一体として工事用材料として取り扱う。
- 5 維持管理
- 口径 50mm 以上のメータについては、次のとおりとする。
- (1) メータの取替えは、メータ部のみを取り替える。
- (2) 中止メータの引揚げは、メータ部のみを引き揚げる。
- (3) メータの撤去は、メータ部とメータ用仕切弁を同時に引き揚げる。
- 6 メータ用仕切弁は整備のうえ、再使用する。

附則

この規定は、昭和 47 年 3 月 13 日から実施する。

附則

この規定は、昭和 59 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。